

船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第9条の規定に基づき、被害者の適切な保護が行われるよう、関係機関の相互連携と協力を図るため、船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 協議会の支援対象者（以下「支援対象児童等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条の3第8項に規定する要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）及びその保護者
- (2) 法第6条の3第5項に規定する要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（前号の要保護児童に該当するものを除く。））及びその保護者
- (3) 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）
- (4) DV防止法第1条第2項に規定する被害者（配偶者からの暴力を受けた者）

(組織)

第3条 協議会に、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議を置く。

2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、子育て支援部家庭福祉課（家庭児童相談室）とする。

(構成する関係機関等)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる国又は地方公共団体の機関、法人及びその他児童の福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、健康福祉局長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、子育て支援部長がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、子育て支援部家庭福祉課（家庭児童相談室）において行う。

第2章 代表者会議

(委員)

第7条 代表者会議の委員は、会長及び別表第2に掲げる関係機関等から選出された者のほか、子育て支援部長及び学校教育部長の職にある者をもって構成する。

2 代表者会議の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の代理)

第8条 代表者会議の委員が、やむを得ない事情により、代表者会議に出席できないときは、当該委員を選出した関係機関等に属する者のうちから、当該委員が指名した者を代理出席させることができる。

2 前項の規定により代理出席した者は、出席した代表者会議に限り委員とみなす。

(幹事)

第9条 代表者会議の委員を補佐するため、会長が必要と認める者を幹事として置くことができる。

(代表者会議の開催)

第10条 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 代表者会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 代表者会議は、会長が必要と認めるときは、第4条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、委員以外の者の出席を求めることができる。

(代表者会議の協議事項)

第11条 代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。

(2) 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること。

(3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項。

第3章 実務者会議

(実務者会議の構成員)

第12条 実務者会議は、別表第3に掲げる関係機関等から選出された実務担当者及び子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室所長の職にある者をもって構成する。

(構成員の代理)

第13条 実務者会議の構成員が、やむを得ない事情により、実務者会議に出席できないときは、当該構成員を選出した関係機関に属する者を、代理出席させることができる。

2 前項の規定により代理出席した者は、出席した実務者会議に限り構成員とみなす。

(実務者会議の開催)

第14条 実務者会議に座長を置き、子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室所長の職にある者をもって充てる。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 実務者会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。
- 4 実務者会議は、座長が必要と認めるときは、第4条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(実務者会議の協議事項)

第15条 実務者会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 支援対象児童等に関する定期的な状況把握、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること。
- (2) 各種支援に関する情報の交換に関すること。
- (3) 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること。
- (4) 代表者会議への活動状況の報告に関すること。

第4章 個別ケース検討会議

(個別ケース検討会議の構成員)

第16条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等と直接関わりを有している関係機関等のほか、今後関わりを有する可能性がある関係機関等及び子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室の実務担当者をもって構成する。

(個別ケース検討会議の開催)

第17条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて、調整機関が構成員を招集し、適時開催するものとする。

(個別ケース検討会議の協議事項)

第18条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること。

第5章 居住実態不明児童等対応検討会議

(居住実態不明児童等対応検討会議の構成員)

第19条 居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童がいることを確認した関係機関等のほか、今後当該児童の居住実態の調査等を行う関係機関等及び子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室の実務担当者をもって構成する。

(居住実態不明児童等対応検討会議の開催)

第20条 居住実態不明児童等対応検討会議は、関係機関等における情報共有と連携した対応によって、居住実態が把握できない児童の安全を、速やかに確認することができるよう調整機関において構成員を招集し開催するものとする。

(居住実態不明児童等対応検討会議の協議事項)

第21条 居住実態不明児童等対応検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること。
- (2) 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること。
- (3) 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること。

第6章 雜則

(関係機関等への協力要請)

第22条 協議会は、法第25条の3の規定に基づき、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第23条 協議会の委員、幹事又は構成員（以下「委員等」という。）及び過去に委員等であった者は、協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

2 第10条第3項及び第14条第4項の規定による求めに応じ会議に出席した者、又は第16条の規定により調整機関の招集に応じて個別ケース検討会議に出席する者に対して、調整機関は、協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(災害補償)

第24条 代表者会議の委員及び実務者会議の構成員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 船橋市児童虐待及びDV防止連絡会議に関する要綱（平成13年7月27日施行）
は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正後の船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱第3条第3項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる船橋福祉相談協議会の委員の任期については、平成25年3月31日までの間、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正後の船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱第3条第3項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる船橋市子育て支援部療育支援課こども発達相談センターの委員の任期については、平成25年3月31日までの間、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

協議会を構成する関係機関等

国又は地方 公共団体の 機関	国	千葉地方法務局船橋支局
	千葉県	児童家庭課（児童相談所）、男女共同参画課（男女共同参画センター、女性サポートセンター）、教育委員会（高等学校、特別支援学校）、警察本部（警察署）
	船橋市	健康福祉局（子育て支援部、福祉サービス部、保健所、健康・高齢部）、教育委員会（管理部、学校教育部、生涯学習部）、市民生活部
法人	船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋市社会福祉協議会	
その他の者	民生委員・児童委員、主任児童委員、助産師、小中学校職員、保育所職員、幼稚園職員、児童発達支援センター職員、障害児相談支援事業所職員、児童養護施設職員、母子生活支援施設職員、里親、児童自立生活援助事業者、小規模住宅型児童養育事業者、自治会役員、P T A役員、人権擁護委員、弁護士、その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者	
その他市長が指定する者		

別表第2（第7条関係）

代表者会議の委員を選出する関係機関等

千葉県	市川児童相談所、女性サポートセンター、船橋警察署、船橋東警察署
上記以外の 関係機関等	船橋市医師会、船橋歯科医師会、千葉県助産師会船橋地区部会、船橋市自治会連合協議会、船橋市民生児童委員協議会、船橋市社会福祉協議会、船橋福祉相談協議会、児童養護施設おんちよう園、母子生活支援施設青い鳥ホーム、船橋市保育協議会、船橋市私立幼稚園連合会、船橋市P T A連合会、船橋人権擁護委員協議会

別表第3（第12条関係）

実務者会議の構成員を選出する関係機関等

千葉県	市川児童相談所、警察本部、船橋警察署、船橋東警察署
船橋市	子育て支援部（家庭福祉課、保育認定課、公立保育園管理課、地域子育て支援課、療育支援課）、福祉サービス部（生活支援課）、保健所（地域保健課）、医療センター、学校教育部（指導課）